

2022年6月1日

陸前高田サテライト援助金の支給可否基準について

陸前高田サテライト長

「立教大学陸前高田サテライト利用に係る交通費及び宿泊費援助金」（以下、サテライト援助金）の支給可否について、2022年6月1日以降は以下の基準で運用します。

【支給可否基準】

活動制限指針 における 制限レベル	正課・ 教育プログラム	課外活動		
		課外活動全体（体育会以外）		体育会
		団体	個人	
0	○	○	○	○
1	○	○ ※2	○	○
2	○ ※1	×	×	○ ※3
3	×	×	×	×
4	×	×	×	×

※1 学部等の責任のもと、現地での感染防止策が講じられているか、また、現地周辺の関係者に対して配慮が行われているかについて、十分に確認したうえで判断されていることが認められた場合に支給する。

※2 宿泊を伴う遠征・合宿は、学生部へ事前に申請し、活動が許可されたもののみ支給する。宿泊施設等でも感染防止策を徹底することを条件とする。

※3 宿泊を伴う遠征・合宿は、学生部へ事前に申請し、活動が許可されたもののみ支給する。宿泊先では個室を前提とする。

サテライト援助金申請時に事務局が活動内容及び感染防止策について聞き取りを行い、陸前高田サテライト運営委員会にて支給可否を判断します。

以上